

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【受注者希望型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【受注者希望型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（国土地盤情報データベースへの登録）

- 第12条** 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果 一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。
- 2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。
- なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。
- 3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（本委託業務の特記仕様事項）

- 第13条** 本委託業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

当業務にアンカー基本調査試験を計上しているが、機械ボーリングによる岩盤線の深度によってはアンカー基本試験は実施しないものとする。